

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託（2件）【教育委員会中央図書館奉仕課】2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】5

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（6件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】6

北九州市告示第 2 1 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、図書館の資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立門司図書館	株式会社図書館流通センター北九州営業所	北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日まで
北九州市立門司図書館大里分館			
北九州市立門司図書館新門司分館			
北九州市立八幡図書館			
北九州市立八幡図書館折尾分館			
北九州市立八幡図書館八幡南分館			
北九州市立若松図書館	株式会社日本施設協会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	
北九州市立若松図書館島郷分館			
北九州市立戸畑図書館			
北九州市立小倉南図書館	日本施設協会・図書館流通セン	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	

北九州市立小 倉南図書館曾 根分館	夕一共同事業体		
-------------------------	---------	--	--

北九州市告示第 2 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、図書館の資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立八幡西図書館	株式会社黒崎コミュニティサービス	北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 220 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 5 年 5 月 15 日

北九州市長 武内和久

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市小倉北区大手町 15 番 12 及び 15 番 13 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

北九州市公告第 299 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 5 年 5 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナガーデン大手町

北九州市小倉北区大手町 1 番 8 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目 5 番 7 号

代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西鉄ストア

福岡市中央区大名一丁目 4 番 1 号

代表取締役社長 築嶋俊之

他 5 者

(2) 変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号

代表取締役 秋澤壮一

他 4 者

4 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 4 月 2 8 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 9 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 9 月 1 5 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年5月15日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ到津

北九州市小倉北区上到津四丁目116番

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

イ 変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他7者

イ 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号ベイサイドプラザ若松 2 階

代表取締役 菊池 毅

他 6 者

4 変更の年月日

(1) 前項の設置者の住所 平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 前項の設置者の代表者氏名 令和 3 年 4 月 1 日

(3) 前項の小売業者 令和 5 年 3 月 2 4 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 4 月 2 8 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 9 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 9 月 1 5 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年5月15日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナ到津店

北九州市小倉北区上到津四丁目154番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

イ 変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14番

代表取締役 玉木 浩

他4者

イ 変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14番

代表取締役 秋澤壮一

他5者

4 変更の年月日

(1) 前項の設置者の住所 平成31年4月1日

(2) 前項の設置者の代表者氏名 令和3年4月1日

(3) 前項の小売業者 令和5年3月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年4月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年9月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年9月15日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年5月15日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

下富野ファッションモール

北九州市小倉北区下富野二丁目608番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

イ 変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社しまむら

さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 野中正人

イ 変更後

株式会社しまむら

さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

代表取締役 鈴木 誠

4 変更の年月日

- (1) 前項の設置者の住所 平成31年4月1日
- (2) 前項の設置者の代表者氏名 令和3年4月1日
- (3) 前項の小売業者 令和2年1月27日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年4月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年9月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年9月15日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第303号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年5月15日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

チャチャタウン小倉

北九州市小倉北区砂津三丁目357番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社システム14

大阪市北区天神橋三丁目7番9号

代表取締役 石田勝彦

他30者

(2) 変更後

株式会社システムジュウヨン

大阪市北区天神橋三丁目7番9号

代表取締役 寺崎公彦

他30者

4 変更の年月日

令和5年3月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 4 月 2 8 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 9 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 9 月 1 5 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年5月15日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッデイ小倉北店

北九州市小倉北区西港町3番3

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

(2) 変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

代表取締役 林田浩一

4 変更の年月日

(1) 前項の住所 平成31年4月1日

(2) 前項の代表者氏名 令和3年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年4月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 9 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 9 月 1 5 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見